

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-57(政策11-施策①))

施策名	栄典事務の適切な遂行〔11. 栄典事務の適切な遂行〕					
施策の概要	栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、これに関連する審査、伝達等の事務を行う。					
達成すべき目標	適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,913,119	2,825,116	2,556,153	2,554,158
		補正予算(b)			25,122	
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)	2,913,119	2,825,116		
執行額(千円)	2,905,401	2,814,636				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	第180回国会・衆・参・内閣委員会 官房長官所信表明	平成24年3月2日(衆) 同年3月15日(参)		(各通) 私の直接の担当分野である国際平和協力業務、政府広報、栄典行政などについても適切に推進してまいります。		

測定指標	春秋叙勲の発令数	基準値	実績値					目標値
		15年秋	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	4,036名	3,973名	4,068名	4,019名	4,064名	-
	年度ごとの目標値		-	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	
	危険業務従事者叙勲の発令数	基準値	実績値					目標値
		15年秋	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		毎回の発令ごとに概ね3,600名(年2回)	3,591名	3,617名	3,617名	3,623名	3,609名	-
	年度ごとの目標値		-	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	
春秋褒章の発令数	基準値	実績値					目標値	
	15年秋	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-	
	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	760名	754名	728名	697名	728名	-	
年度ごとの目標値		-	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)		
発令日	基準値	実績値					目標値	
	15年秋	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-	
	春:4月29日、秋:11月3日	4月29日	4月29日	4月29日	4月29日	4月29日	-	
年度ごとの目標値		-	春:4月29日、秋:11月3日	春:4月29日、秋:11月3日	春:4月29日、秋:11月3日	春:4月29日、秋:11月3日		
「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数※	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	
	21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-	
	前年度比増	-	23,445件	28,227件	51,565件	30,838件	-	
年度ごとの目標		-	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増		
※2011年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度のアクセス件数についてはそれ以前の年度と単純に比較することはできない。								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>栄典制度の適切な運用に努め、適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の総数の発令に努め、おおむね目標を達成した。</p> <p>一般推薦制度に係る内閣府のホームページへのアクセス数については、広報展開に内閣府ホームページのトップページへの告知やインターネットサイトテキスト広告といった手法により、同制度の周知に努めたところであるが、22年度は「YAHOO! ニュース」及び「時事ドットコム」のインターネットテキスト広告を利用した月が突出して2万件近くの伸びに対し、23年度は「MSN産経ニュース」を利用したが、そこまでの伸びは得られず前年度比減となったが、21年度に比して約2,600件の増(+9.3%)となった。今後は訴求効果の高いメディアによる広報に努める。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>栄典は国民にとって高い関心事項の一つとなっている。それは春、秋それぞれの叙勲及び褒章に係る報道が新聞各紙等で大きく取り上げられている(平成23年度は、全国紙、ブロック紙、地方紙各紙等において取り上げられた)ことも示されており、勲章・褒章の制度は広く国民に浸透・定着しているものである。</p> <p>23年春の叙勲及び褒章は、東日本大震災の影響により例年4月中・下旬に行う閣議決定を見合わせていたが、各方面の意見を勘案し、6月中旬の閣議決定に至った(発令日は4月29日)。また、震災に関する緊急叙勲についても24年3月11日までに警察28件、消防218件順次実施し、栄典事務の適切な遂行に努めた。</p> <p>【今後の方向性】 栄典事務の適切な遂行に当たり、引き続き春秋叙勲候補者推薦要綱等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の受章者予定数の発令に努める。 また、一般推薦制度についても、より多くの国民に同制度を周知するため、政府広報の一層の活用や各都道府県に対する広報の要請の強化等、引き続き同制度に係る広報活動の強化に努めていくこととした。 なお、栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、◇官民比率のバランスに留意、◇民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘、◇人目につきにくい分野等において業務に精励した功労者の発掘など、栄典事務を適切に遂行する上での留意すべき重要な点を踏まえ、制度の適切な運用に努めていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>栄典の授与に当たっては、広く国民の意見を反映させ、もって栄典制度が公正に運用されるよう努める必要がある。このため、内閣総理大臣は、栄典制度に係る基本的事項について、毎年春と秋に各界の有識者の意見を聴き、栄典行政にその意向を反映させることとしている。</p> <p>平成23年7月及び11月に実施した栄典に関する有識者からの意見聴取において、有識者からは、栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、①中央、著名人等に偏ることなく各界各層から幅広く発掘、②民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘、③人目につきにくい分野等において業務に精励した功労者の発掘、④女性の功労者の発掘など、引き続き適切な運用に努めるべきとの意見があった。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none">・ホームページアクセス件数:ウェブアクセスログの数値を集計するツールを用いて測定(資料1)・新聞記事(資料2)・春秋叙勲の官民比率(資料3)・民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の受章者数(資料4)・人目につきにくい分野等において業務に精励した功労者の受章者数(資料5)・一般推薦制度の実績(資料6)
---------------------------	---

担当部局名	賞勲局	作成責任者名	総務課長 原 宏彰	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-----	--------	-----------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-58(政策12-施策①))

施策名	男女共同参画施策の総合的推進(男女共同参画基本計画)[政策12. 男女共同参画社会の形成の促進]					
施策の概要	平成22年12月17日に閣議決定した、第3次男女共同参画基本計画に基づき、政府一体となった総合的かつ計画的な男女共同参画社会実現のための施策の推進状況を確認し、必要に応じて取組の強化等を働きかける。					
達成すべき目標	第3次男女共同参画基本計画における、平成32年までを見通した施策の基本的方向の実現と平成27年度末までに実施する「具体的施策」の推進。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	20,574	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	20,574	-	-
執行額(千円)	-	11,257	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第180回国会野田総理大臣施政方針演説(平成24年1月24日)(抜粋) 「日本に広がる幾多のフロンティアは、私たちの挑戦を待っています。「女性」は、これからの日本の潜在力の最たるものです。これは、減少する労働力人口を補うという発想にとどまるものではありません。社会のあらゆる場面に女性が参加し、その能力を発揮していただくことは、社会全体の多様性を高め、元気な日本を取り戻す重要な鍵です。日本再生の担い手たる女性が、社会の中で更に輝いてほしいのです。」					

測定指標	男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の推進状況の確認	基準値	施策の進捗状況(実績)		目標値
		22年度	22年度	23年度	27年度
	年度ごとの目標値	-	施策の推進状況を取りまとめた「男女共同参画白書」の国会報告	施策の推進状況の確認(男女共同参画白書の取りまとめによる施策の推進状況の確認)	施策の推進状況の確認及び、男女共同参画基本計画の改定

施策に関する評価結果	目標の達成状況	目標期間終了は27年度である。
	目標期間終了時点の総括	<p>目標期間終了は27年度であるが、本年度の総括を行い以下に記載する。</p> <p>【目標の達成状況の検証】 ○女性国家公務員の採用のように着実な成果が見られる分野もあるものの、民間企業や国家公務員における管理職比率等、上昇傾向にあるものの、依然として低い数値にとどまる分野もある。 また、第一子出産前後の女性の継続就業率のように長期的にはほとんど変化していないものや男性の育児休業取得率のように基本計画策定時と比べて最新値で悪化しているものもある。 ○第3次男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の監視等を行うことを目的に男女共同参画会議に監視専門調査会を設置し、定期的に基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を監視するとともに、成果目標や参考指標の動向についても把握を行った。 また、男女共同参画基本計画において「今後取り組むべき喫緊の課題」の一つとしている「雇用・セーフティネットの再構築」に関する施策について、男女共同参画会議監視専門調査会において監視を実施し、その結果を中間整理として取りまとめた。</p> <p>【今後の方向性】 ○第3次男女共同参画基本計画における基本的な方針のなかで位置づけている、女性の活躍による経済社会の活性化や実効性のあるポジティブ・アクションの推進について、具体的な推進方策を検討するため、平成23年3月から男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会において専門的な議論をお願いし、平成24年2月に最終報告の取りまとめが行われた。 ○この最終報告を受け、平成24年3月14日の男女共同参画会議において、政府全体で取り組むべきこととして、「今後の取組事項について」が決定されたところであり、今後、報告書で取りまとめた推進方策の実現に向け、関係府省、地方公共団体、関係団体等と連携しながら、具体的な取組を進めていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	○平成23年3月から男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会において、女性の活躍による経済社会の活性化や実効性のあるポジティブ・アクションの推進について、専門的な議論をお願いし、平成24年2月に最終報告の取りまとめが行われた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成23年版男女共同参画白書(平成23年6月21日閣議決定) http://stage.gender.go.jp/whitepaper/whitepaper-index.html
---------------------------	---

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 小林 洋子	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-59(政策12-施策②))

施策名	男女共同参画社会に関する普及・啓発[政策12. 男女共同参画社会の形成の促進]					
施策の概要	男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。 本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。					
達成すべき目標	男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	58,657	37,374	22,014	19,249
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	58,657	37,374	-	-
執行額(千円)	34,360	26,509	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第180回国会野田総理大臣施政方針演説(平成24年1月24日)(抜粋) 「日本に広がる幾多のフロンティアは、私たちの挑戦を待っています。「女性」は、これからの日本の潜在力の最たるものです。これは、減少する労働力人口を補うという発想にとどまるものではありません。社会のあらゆる場面に女性が参加し、その能力を発揮していただくことは、社会全体の多様性を高め、元気な日本を取り戻す重要な鍵です。日本再生の担い手たる女性が、社会の中で更に輝いてほしいのです。」					

測定指標	男女の多様な生き方を認める割合(「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的性別役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合)	基準値	実績値					目標値
		平成21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
		55.1%	52.1%	-	55.1%	-	-	60%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	56%	-
	内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
		月32,000件	月32,000件	月33,000件	月30,000件	月44,000件	月72,000件	月37,000件
		年度ごとの目標値	-	月32,000件	月32,000件	月30,000件	月33,000件	-
	総合情報誌「共同参画」に関するアンケートの肯定的な評価の割合	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		87%	-	87%	87%	86%	81%	-
		年度ごとの目標値	-	70%	70%	70%	70%	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	ホームページについては、積極的な情報の掲載を行い、アクセス数の増加につながった。また、広報誌についても、目標値を上回った。なお、男女の多様な生き方を認める割合については、23年度は当該世論調査を実施しなかった。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 広報誌や各種パンフレット、ホームページ上での情報提供等、多様な媒体を活用して、分かりやすい広報啓発活動を展開することができた。また、各種表彰を行うことで、ロールモデルを提示するとともに、国民の関心を高めることができた。このうち、ホームページについては、積極的な情報掲載を行い、年間平均アクセス件数が目標値を大きく上回った。 また、広報誌等の紙資料の印刷及び梱包・発送については、引き続き一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図るとともに、配布部数及び配布先の精査を行った。ホームページの管理・運用については一般競争入札を行って、引き続き外部に業務委託を行うことで効率的な実施に努めた。 【今後の方向性】 広報媒体等について、部数の不断の見直しを行う。また、ポスター等の選定に当たり、有識者の意見を聴取し、民間とのタイアップを深めるなど、一層効果的な広報に努める。 男女共同参画ホームページの維持・管理の更なる効率化を図る。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>中央大学教授・山田昌弘氏より、御意見を伺った(平成22年6月30日)。 ・様々な場あるいは媒体を通じて、男女共同参画に関する普及・啓発を行っていることは伺えるものの、さらに固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の展開が重要と考える。特に、近年、若年女性に固定的性別役割分担意識の復活がみられる。男性も含めて、若年層への広報を充実させることが望まれる。 ・男女共同参画週間のポスターについては、各年の標語にあわせたデザインを作成、相当数を全国に配布し、広報に努めていることは妥当と考える。(23年度は震災によりポスター作成・配布を取りやめ) ・総合情報誌「共同参画」については、表紙を親しみやすくし、内容を充実したこと、また、配布先の見直しにより、配布先企業を増加したことは評価できるものの、いかに一般の人々に目に触れてもらい、手にとってもらうかが重要である。地方公共団体等に配布している広報誌は、ただ単に配布するだけでなく、いかに効果的に使ってもらうか、そのための工夫が必要なのではないか。 ・ホームページについては、見やすい画面づくりやリンク先の充実など、その努力は評価できる。しかしながら、毎年度、同程度のアクセス数であり、いかにアクセス数を増やすか今後の課題と考える。内容に関しては、男女共同参画に関わる統計資料を「ワンストップ」で調べられるページがあれば、便利だと思う。 ・男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰及び女性のチャレンジ賞表彰の件数については、それぞれ12件と妥当な数と思われる。表彰制度は、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献してきた人々のモチベーションを高める上でも必要であり、継続すべきものとする。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>総合情報誌「共同参画」におけるアンケート (H24.3調査:インターネットによる読者に対する調査、有効回答数124)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>男女共同参画局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 木下 茂</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年8月</p>
--------------	----------------	---------------	----------------------	-----------------	----------------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-60)(政策12-施策③)

施策名	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携〔政策12. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。					
達成すべき目標	地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発や人材育成を進めるほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	128,186	97,090	93,156	90,319
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	128,186	97,090		
執行額(千円)	64,161	63,877				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、『男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である。』としている。					

測定指標	「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合(23年度は震災の影響により全国会議は中止したため、フォーラムのみの値)	基準値	実績値					目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		70%以上	70%	76%	79%	82.6%	85.4%	-
		年度ごとの目標値		70%以上	70%以上	80%以上	80%以上	80%以上
	「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理指導者研修」における肯定的な評価の割合(23年度は震災の影響により基礎研修は中止したため、苦情処理研修のみの値)	基準値	実績値					目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		基礎 - 苦情 -	基礎 - 苦情 -	基礎 75.1% 苦情 -	基礎 77.5% 苦情 76.6%	79.0%	75.2%	- -
		年度ごとの目標値			70%以上	70%以上	80%以上	
	地域における男女共同参画促進の取り組み事例収集件数	基準値	実績値					目標
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		70%以上	-	-	57件	91件	28件	-
		年度ごとの目標値			50件以上	50件以上	100件以上	
	「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数	基準値	実績値					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		89% 5団体	-	-	-	89% 5団体	72% 3団体	-
年度ごとの目標値			-	-	-	-	80% 1団体	

	<p>目標の達成状況</p>	<p>「フォーラム」については、肯定的な評価の割合が80%を超え、目標を達成することができたが、「苦情処理研修」については、肯定的な評価の割合が目標値をやや下回った。地域における男女共同参画促進の取り組み事例集集については、目標値を100件以上としていたが28件に留まった。 国・地方連携会議ネットワークによる事業は、目標値を上回る3団体と新規に共催事業を展開することができたが、実施結果に対する肯定的な評価の割合が目標値を下回った。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の検証】 「フォーラム」については、前年度のアンケートにおける参加者の意見を踏まえ、講師選定及びパネルディスカッションについては話題性があり、一般市民が興味をもてる内容にするともに、内閣府からは男女共同参画の施策をより詳しく説明するなど、工夫を行った結果、参加者の満足度の向上が見られた。 「苦情処理研修」については、前年度まで男女共同参画に関する基礎研修と合同して開催していたが、平成23年度においては東日本大震災の影響により「基礎研修」を開催しなかったため、「苦情処理研修」単独で実施した。これにより研修日程を前年度までの2日間から半日に短縮したことに伴い、講義時間等も短縮せざるを得なくなったことなどにより、参加者の満足度がやや低くなったものと考えられる。 地域における男女共同参画促進の取り組み事例集集については、目標設定当初、2件の調査と1件の事業を予定し、目標値を100件以上としていたが、東日本大震災の影響により、地縁組織における女性の参画の事例収集調査を取りやめ、地域連携支援事業など28件に留まり、目標値を下回った。 国・地方連携会議ネットワークによる事業は、特に一般参加者の利便性が低い実施形態（平日・午前等）において参加者の満足度が低下する傾向が見られ、目標値を下回る結果となった。活動テーマとして設定した「女性の経済活動」「ポジティブ・アクション」「女性に対する暴力をなくすための啓発」は、いずれも肯定的な評価の割合に差は見られず、テーマ設定・企画は適切であったと考えられる。</p> <p>【今後の方向性】 「苦情処理研修」については、平成24年度は「基礎研修」と合同で2日間にわたり実施することとしているところ、参加者のアンケート結果を踏まえてカリキュラムの見直しをするなどして、参加者の満足度向上に努めたい。 また、今後も地域の多様な主体の連携・協働を促し、地域のあらゆる分野で男女共同参画を推進することができるよう、地域の関係機関等に効果的な支援を行っていく。 国・地方連携会議ネットワークによる事業は、結果検証により得られた知見を踏まえ、一般国民が参加を行いやすい実施形態に留意しつつ、引き続き各共催団体との連携・取組実践のもと、男女共同参画に対する理解増進を図る。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第40回男女共同参画会議（平成24年3月14日）において、有識者から以下のとおり、ご意見が出されている。女性の力をこの国の社会の進展に役立てる発想が必要であり、ポジティブアクションをより一層推進し多様な人材活用が求められている。（鹿嶋議員）</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・「男女共同参画フォーラム」におけるアンケート（平成23年9月30日於静岡市開催、平成23年11月25日於茨城県開催）（H23.9調査：主に静岡県内から参加の20歳以上の男女、参加者444人に対しアンケートを実施、うち271人より回答（回収率61.0%）） （H23.11調査：主に茨城県内から参加の20歳以上の男女、参加者420人に対しアンケートを実施、うち279人より回答（回収率66.4%））</p> <p>・「男女共同参画苦情処理研修」におけるアンケート（平成23年10月26日実施、男女共同参画局調査課）（H.23.10調査：研修参加者合計79名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち60名より回答（回答率75.9%））</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>男女共同参画局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 木下 茂</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年8月</p>
--------------	----------------	---------------	----------------------	-----------------	----------------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-61(政策12-施策④))

施策名	国際交流・国際協力の促進[政策12. 男女共同参画社会の形成の促進]					
施策の概要	女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換等を行う。					
達成すべき目標	男女共同参画についての国際的取組を国内へ浸透させるとともに、国際的動向の情報収集や分析を行い、我が国の施策・取組を発信することで、国際交流と国際協力を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	43,129	109,400	24,501	22,062
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	43,129	109,400		
執行額(千円)	21,470	77,080				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第180回国会野田総理大臣施政方針演説(平成24年1月24日)(抜粋) 「日本に広がる幾多のフロンティアは、私たちの挑戦を待っています。「女性」は、これからの日本の潜在力の最たるものです。これは、減少する労働力人口を補うという発想にとどまるものではありません。社会のあらゆる場面に女性が参加し、その能力を発揮していただくことは、社会全体の多様性を高め、元気な日本を取り戻す重要な鍵です。日本再生の担い手たる女性が、社会の中で更に輝いてほしいのです。」会の中で更に輝いてほしいのです。」					

測定指標	「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議への出席回数	基準値	実績値					目標値
		過去5年の平均	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		6回	5回	5回	8回	10回	10回	7回
	年度ごとの目標値		4回	4回	4回	4回	7回	
	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」の推進	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
21年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度	
具体的施策の推進		-	-	-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	進捗度合いに基づいた第4次基本計画への反映	
年度ごとの目標値		-	-	-	具体的施策の推進	具体的施策の推進		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	国際会議への出席回数は目標値を上回っている。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>国際会議への出席に当たっては、今後とも日本の取組を海外に積極的に紹介するとともに、海外の動向等について聴取し、国内に紹介し、浸透を図るよう努めていく必要がある。このため会議の成果は、ホームページ・メールマガジン、局広報誌等への掲載のほか、一般の方を対象にした「聞く会」等で紹介し、その普及に努めている。</p> <p>第3次男女共同参画基本計画・第15分野の推進については、「女子差別撤廃条約」という用語の周知度等の成果目標を達成できるよう取り組んでいく。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も様々な機会を利用して日本の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信するとともに、国際会議の成果の国内の普及に努める。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議等への出席回数</p> <p>○第3次男女共同参画基本計画(http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/)</p>
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 木下 茂	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------	--------	--------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-62(政策12-施策⑤))

施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組〔政策12. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。					
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	76,985	76,360	87,849	151,754
		補正予算(b)	13,214	1,043,691	237,300	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	90,199	1,120,051		
執行額(千円)	72,084	653,181				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数	基準値	実績値					目標値
		17年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村)	-	全地方公共団体	全地方公共団体	岩手・宮城・福島を除く44地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村)
	年度ごとの目標値		全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体		
	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の推進	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		平成22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
具体的施策の推進					具体的施策の推進	具体的施策の推進	推進度合に基づいた第4次基本計画への反映	
年度ごとの目標値					具体的施策の推進	具体的施策の推進		

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間とし、ポスター・リーフレットを作成し、平成23年度は全地方公共団体へ送付した。 若年層を対象とする予防啓発の促進については、内閣府において作成した予防啓発教材を活用し、効果的な若年層の指導を行えるよう全国5か所で8回(申込多数のため追加開催した1回を含む。)指導者研修を実施した。 男女共同参画センターの相談体制の整備促進を目的とし、都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長及び同男女共同参画センター長を対象とした性犯罪支援体制整備促進に係る課長等会議を開催した。 官民の配偶者暴力被害者支援の関係者(相談員及び相談員を管理する職員)を対象とするワークショップ(管理職2回、相談員3回)を行った。 以上のとおり、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた具体的な取組を実施した。 東日本大震災の被災地(岩手、宮城、福島)において、女性等の悩み・暴力相談窓口を設置し、相談事業を行った。
施策に関する評価結果	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力に関するポスター等については、目標どおり、全地方公共団体に送付した。 研修やワークショップは、目標以上に実施することができ、女性に対する暴力の根絶を推進することに寄与したと考える。 東日本大震災の被災地における相談事業は、目標の達成状況を測ることは困難である。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発の充実を図るため、関係ポスター等の配布は、引き続き全地方公共団体に送付する。 若年層を対象とする予防啓発の促進に関する研修については、研修後に行ったフォローアップを活用し、若年層に対する効果的な予防啓発の在り方を検討してまいりたい。 男女共同参画センターの相談体制の整備促進を目的とした研修については、性犯罪被害者に対して適切な支援がなされるよう相談員に対する研修も実施する。 官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象とするワークショップについては、官・官民の更なる連携強化を図るため、先進的な取組の共有・意見交換等を行い、事例の収集を行うよう引き続き努めてまいりたい。 東日本大震災の被災地における相談事業実施期間中は数多くの相談が寄せられ、また、発災から時間が経つにつれ、相談内容が深刻化し、その件数も増加していることから、中・長期的な被災者の心のケアを行う必要があると考えられる。
目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験を有する者により構成される女性に対する暴力に関する専門調査会を開催している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 畠山 貴晃	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------	--------	-------------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-63(政策12-施策⑥))

施策名	女性の参画の拡大に向けた取組〔政策12. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	女性の参画の現状を明らかにすることにより各種機関・団体等の取組を促すとともに、制度や実情を調査・分析することにより効果的な施策を実施するための基礎資料とし、女性の参画の拡大及びポジティブ・アクション推進についての啓発を図る。					
達成すべき目標	女性の参画の拡大に向けた取組を進めることにより、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標の達成を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	29,708	14,914	14,609	14,601
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	29,708	14,914	14,609	
執行額(千円)	19,179	7,124	6,764			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第180回国会野田総理大臣施政方針演説(平成24年1月24日)(抜粋) 「日本に広がる幾多のフロンティアは、私たちの挑戦を待っています。「女性」は、これからの日本の潜在力の最たるものです。これは、減少する労働力人口を補うという発想にとどまるものではありません。社会のあらゆる場面に女性が参加し、その能力を発揮していただくことは、社会全体の多様性を高め、元気な日本を取り戻す重要な鍵です。日本再生の担い手たる女性が、社会の中で更に輝いてほしいのです。」					

測定指標	女性の参画の拡大状況の確認	基準値	施策の進捗状況(実績)	目標値
		—	23年度	23年度
	—	国家公務員1種試験の事務系の区分試験(行政、法律、経済)における採用者に占める女性割合26.2%(平成23年度)、本省課室長相当職以上に占める女性国家公務員割合2.4%(平成22年)、国の審議会等委員に占める女性の割合33.2%(平成23年)、民間企業の課長相当職以上に占める女性割合6.2%(平成22年)	女性の参画状況の確認	
年度ごとの目標値		女性の参画状況の確認(各調査による)		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	女性の参画状況を各分野において調査し、概ね達成したといえる。
	目標期間終了時点の総括	女性国家公務員の採用(平成23年度26.2%)のように着実な成果が見られる分野もある一方で、民間企業や国家公務員における管理職比率(民間企業は平成22年6.2%、国家公務員は平成22年2.4%)等、上昇傾向にあるが、依然として低い数値にとどまる分野もある。国の審議会等委員はこれまで順調に上昇していたが、平成23年に0.6%減少した。このように、分野によってその現状や進捗に差がみられることから、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のあるポジティブ・アクションを推進することが必要である。 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、分野ごとに「2020年30%」の目標の達成に向けた中間目標を設定するとともに、分野に応じた施策を盛り込んでおり、同計画に沿って取組を強化・加速している。 また、平成23年2月から男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会を行い、同調査会報告(平成24年2月)では、雇用、行政、政治、科学技術・学術の4分野における、ポジティブ・アクションの推進方策についての検討・整理がなされた。

学識経験を有する者の知見の活用	第40回男女共同参画会議(平成24年3月14日)において、有識者から以下のとおり、意見が出されている。 日本は、残念ながら先進国の中では、女性の活躍の状況は大変低い水準であり、しかも、格差は年々拡大している。男女平等に関する取組も日本は決しておろそかにはしていないが、更に早いスピードで欧米先進国はその取組に当たっているといえる。 このような状況は、人口減少や高齢化が進む中で、人的資源の浪費であると思っている。更に一層のポジティブ・アクションを実施することによって、女性の力をこの国の社会の進展に役立てるという発想が必要である。 ポジティブ・アクションの必要性については、女性の場合、現状では男性と異なって、能力とか努力によらない格差とか差別があることにある。いわゆる固定的性別役割分担意識の問題や女性への偏見がまだまだ存在するため、能力が客観的に評価されない、努力しても報われないなどの問題がある。そのため、暫定的に必要な範囲においてポジティブ・アクションを推進することによって、それを取り除いていく、多様な人材を積極的に活用する仕組みをつくるということが、これからの日本社会に強く求められる。(鹿嶋議員)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) http://stage.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/index.html ○女性の施策・方針決定参画状況調べ(内閣府・平成24年1月) http://stage.gender.go.jp/research/sankakujokyo/2011/index.html ○国の審議会等における女性委員の参画状況調べ(内閣府・平成23年9月30日現在) http://stage.gender.go.jp/research/ratio/index.html
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 小林 洋子	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-64(政策12-施策⑦))

施策名	新分野における男女共同参画の推進〔政策12. 男女共同参画社会の形成の形成〕					
施策の概要	男女共同参画の意義についての正しい理解が浸透し、男性自身が自らの問題として、男女共同参画を捉えられるよう、普及啓発、総合的な調査・分析による効果的な施策の検討、男性の家庭・地域への参画促進を行う。					
達成すべき目標	男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等働き方の見直し等による男性の地域生活や家庭生活への参画を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	27,364	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	-	-		
執行額(千円)	-	-				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	男性にとっての男女共同参画シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合	基準値	実績値	目標値
		-	23年度	-
		-	89.3%	-
	年度ごとの目標値		70%	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	測定指標における目標を達成している。
	目標期間終了時点の総括	<p>男性にとっての男女共同参画の意義について正しい理解を促す「男性にとっての男女共同参画シンポジウム」を全国3か所で開催。各会場とも定員を上回る申し込みがあるなど、男女共同参画の意義についての正しい理解が浸透し、男性自身が自らの問題として、男女共同参画を捉えられるよう促すことができた。また、来場者のアンケート調査でも満足度が80%を超えるなど、目標を達成した。</p> <p>また、男性にとっての男女共同参画ホームページの開設、男性の固定的性別役割分担意識に関する総合的な調査研究、男性の地域社会への参画に関する好事例の収集を行った。</p> <p>ホームページを有効に活用し、調査結果や好事例を情報提供するなどにより、男性の地域・家庭への参画促進を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 小林 洋子	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-65(政策12-施策⑧))

施策名	仕事と生活の調和の推進〔政策12. 男女共同参画社会の形成の促進〕				
施策の概要	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月に新たに制定)に基づき、政・労・使・自治体、国民等、官民が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。				
達成すべき目標	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の基本理念に関する国民の理解を深め、国民運動を通じた気運の醸成を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	73,355	32,986	12,319	19,355
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	73,355	32,986		
	執行額(千円)	31,328	29,676		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし				

測定指標	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に基づく施策の進捗状況の確認	基準値	施策の進捗状況(実績)	目標値
		22年度	23年度	23年度
	年度ごとの目標値		施策の進捗状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」のとりまとめ)	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	施策の進捗状況を確認し、目標をおおむね達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事と生活の調和連携推進・評価部会(以下、「評価部会」という。)において、「憲章」及び「行動指針」に基づき、施策の進捗状況を定期的に点検・評価を行い、その結果を、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2011」(以下、「レポート2011」という。)において、平成23年度に講じた仕事と生活の調和の推進に関する国の施策のほか、地方公共団体、労使団体等各主体の取組をとりまとめ、公表した。 行動指針では、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる14項目について、取組が進んだ場合に達成される水準を示す数値目標を設定しているが、最新値(2011年12月時点)について行動指針策定時(2007年12月)と比較し、25~44歳女性及び60~64歳の就業率、フリーター数、週労働時間60時間以上の雇用者の割合、年次有給休暇取得率、保育等子育てサービスの提供割合、男性の育児休業取得率の6項目について改善がみられた。 また、レポート2011では、評価部会での議論を受け、新たに介護と仕事の両立に関する問題をとりあげ、今後の課題と位置付ける等、実態に即した点検・評価を行い、憲章、指針に基づく施策の進捗状況を確認することができた。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価部会では、各主体より現場の隘路、課題、政策に関するニーズ等を把握し、実態に即した施策の展開を図るための情報収集を行う。それにより、憲章等に基づき仕事と生活の調和の実現に向け一層の取組を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> 評価部会の果たす役割としてこのレポートをまとめているということは、特に数値目標のあるものに対する評価、特に逆行しているものについて、問題の原因がどこにあり、どこを改善していくべきかというようなことは、評価部会としてはやはり考えていかなければならない。(第19回仕事と生活の調和連携推進・評価部会(樋口部会長)) 最近、介護で職場から離れる人が増えていて、結構問題になっているということが指摘されています。仕事と介護の問題が今、重要になってきているが余り議論がされていなくて、今回そうした問題に踏み込んだレポートにしたい。(第19回仕事と生活の調和連携推進・評価部会(大沢委員)) いろいろな団体の中で仕事と生活の調和の推進に向けた取組みが行われていることをレポートとして1つに見える化するということは意味がある(第20回仕事と生活の調和連携推進・評価部会(榊原委員)) レポートをもっと多くの人に見てもらうために利用者の利便を図るという観点からレポートに早くアクセスできるようにすべき(第20回仕事と生活の調和連携推進・評価部会(八代委員))
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2011(平成23年12月22日公表) http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/report.html
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 小林 洋子	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-66(政策13-施策①))

施策名	食品健康影響評価技術研究の推進〔政策13. 食品の安全性の確保〕					
施策の概要	食品健康影響評価(リスク評価)の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度の下、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を委託方式にて実施する。					
達成すべき目標	信頼性の高い食品健康影響評価の効果的・効率的な実施を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	322,559	342,532	241,535	211,474
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	322,559	342,532	241,535	
執行額(千円)	320,277	337,921	238,976			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・施政方針演説等の名称:第180回国会における野田内閣総理大臣施政方針演説 ・年月日:平成24年1月24日閣議決定 ・関係部分(抜粋):「…食品の安全への信頼回復に取り組むとともに…」(「二 三つの優先課題への取組」より抜粋) 					

測定指標	実施要領に定める事後評価結果	基準値	実績値					目標値
		-	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		-	-	100%	91%	71%	未集計(7月頃集計予定)	-
	年度ごとの目標値	/	-	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	すべての評価項目について平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	すべての評価項目について平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	すべての評価項目について平均評価点が普通(評価項目Ⅰ及びⅡについては3、評価項目Ⅲについては5)以上の研究課題が50%以上	/
	実施要領に定める中間評価結果	基準値	実績値					目標値
		-	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
-		-	100%	82%	92%	86%	-	
年度ごとの目標値	/	-	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	/	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>・平成24年度以降も継続される15研究課題のうち、13課題については、中間評価において平均評価点3以上の結果であったため、目標以上の成果を達成できた。平成23年度に研究が終了した5課題の事後評価については、7月に開催予定の調査・研究企画調整会議において実施する予定である。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 平成23年度政策評価(事後評価)においては、一部集計結果が出ていないが、現時点では目標を達成している。</p> <p>【今後の方向性】 「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性」に沿って、引き続き、リスク評価の的確かつ効率的な実施に資する研究を推進していく予定であり、具体的には、次の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自の研究機関を有しない食品安全委員会における食品健康影響評価技術研究の重要性にかんがみ、研究を一層推進するため、研究の委託に係る予算を拡充して要求する。 ・従来以上に多くの研究機関に対して研究について周知することにより、研究に係る応募者の範囲の拡大に努める。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成21年3月26日に開催された第279回食品安全委員会会合において、食品安全委員会の改善に向けて審議を行い、下記のとおり改善方針を決定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な調査研究費の確保を図る。 ・これまで以上に多くの研究機関に対し、調査研究事業について周知し、応募者の範囲の拡大に努める。 				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の実施について(平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定) ・食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針(平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定) <p>http://www.fsc.go.jp/senmon/gijyutu/kiteishu.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(中間評価の決定)第421回会合食品安全委員会(平成24年3月1日開催)資料4 <p>http://www.fsc.go.jp/iinkai/jisseki.html</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>食品安全委員会事務局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>情報・緊急時対応課長 新本 英二</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年8月</p>

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-67(政策13-施策②))

施策名	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進[政策13. 食品の安全性の確保]					
施策の概要	国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等に関する、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ行う関係者間での情報共有及び意見交換並びに正確な情報の周知等を目的とするホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信等の食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。					
達成すべき目標	食品安全委員会が行う食品健康影響評価の内容等に対する理解を深めることにより、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	100,194	54,316	23,557	25,716
		補正予算(b)	▲ 37			
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)	100,157	54,316	23,557	
執行額(千円)	75,107	41,681				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・施政方針演説等の名称:第180回国会における野田内閣総理大臣施政方針演説 ・年月日:平成24年1月24日閣議決定 ・関係部分(抜粋):「…食品の安全への信頼回復に取り組むとともに…」(「二 三つの優先課題への取組」より抜粋) 					

測定指標	食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	基準値	実績値					目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		53.4%	53.4%	84.2%	88.8%	86.1%	80.7%	60%
		年度ごとの目標値		50%以上	50%以上	60%以上	60%以上	60%以上
	食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		73.7%	-	73.7%	77.9%	80.8%	71.7%	60%
		年度ごとの目標値		-	50%以上	60%以上	60%以上	60%以上
	年度末におけるメールマガジンの登録者数(対前年度末に対する増加率)	基準値	実績値					目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
36.6%		36.6%	19.1%	18.1%	13.7%	20.0%	-	
年度ごとの目標値			30%以上	20%以上	20%以上	20%以上	18%以上	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成23年度は、意見交換会の参加者の80.7%がリスク評価等について「理解が増進した」と回答し、71.7%が意見交換会に「満足した」と回答しており、目標以上の成果を達成できた。また、平成23年度末のメールマガジン登録者数は、11,215人となり、前年度末に比べ20.0%増加しており、目標以上の成果を達成できた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」(平成20年8月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会決定)に沿って、参加者の相互理解が円滑に進むように十分な配慮を行うなど、きめ細かいリスクコミュニケーションを実施した結果、目標以上の成果を達成できた。なお、事業の実施に当たっては、行政事業レビューを踏まえ、事業の適切な進捗管理など、予算の効率的執行に留意しつつ行った。</p> <p>また、メールマガジンについて、食品の安全性に対する関心が高いと思われる層に対してチラシを配布するなど、積極的に働きかけを行った結果、目標以上の成果を達成できた。</p> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画等専門調査会における議論等を踏まえつつ、今後とも意見交換会の実施等により、正確で分かりやすい情報提供と意見交換に努める。 ・メールマガジンについては一定数の会員を確保し、情報発信をできる体制になったと考えられることから、情報発信に関する新たな目標を設定し、さらに幅広い情報発信を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	食品安全委員会企画等専門調査会において、有識者の意見を聴取し、リスクコミュニケーションの実施に当たってその意向を反映させることとしている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」(平成20年8月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会決定) http://www.fsc.go.jp/senmon/risk/index.html ○食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査の実施 ○食品安全委員会メールマガジン会員状況
---------------------------	--

担当部局名	食品安全委員会事務局	作成責任者名	勧告広報課長 北池 隆	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	------------	--------	----------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-68(政策14-施策①))

施策名	新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保〔政策14. 公益法人制度改革等の推進〕					
施策の概要	新公益法人制度では従来の公益法人は平成25年11月末までの期間に移行申請を行わないと解散になるとされていることから、移行期間内の円滑な移行を実現するとともに、移行法人の適切な監督を実施					
達成すべき目標	早期の申請を促進した上で、柔軟かつ迅速な審査を行い、新制度への円滑な移行を進めるとともに、適切な監督を実施し、「民による公益の増進」を実現					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	85,941	123,145	87,557	82,559
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)				
執行額(千円)	43,814	117,259	79,701			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第177国会 衆議院内閣委員会大臣所信挨拶(平成23年2月23日) 「新しい公益法人制度については、公益認定等の早期申請を促すとともに、公益認定等委員会と協力しながら、柔軟かつ迅速な審査を実施し、「民による公益」の担い手となる法人を積極的に世の中に送り出すよう努めてまいります。」					

測定指標	1年間における申請件数(移行認定申請、移行認可申請、公益認定申請)	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		—	—	70	319	859	1,775	2,000件
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	2,000	
	1ヶ月における諮問数	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		—	—	—	2ヶ月達成	6ヶ月達成	5ヶ月達成	1ヶ月間の諮問件数を4ヶ月前の申請件数とする
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	1ヶ月間の諮問件数を4ヶ月前の申請件数とする	
	不利益処分である命令及び認定・認可の取消しを講じられた法人の割合	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		—	—	—	0%	0%	0%	1%以下
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	1%以下	

目標の達成状況	申請件数については、各種相談会の開催やホームページ「公益法人information」などの広報媒体の活用により、未申請法人に早期申請を促した結果、2,000件の目標に対して、その約89%にあたる1,775件(平成22年度は859件)の申請を受け付けるとともに、審査においては、柔軟かつ迅速な審査を進め、目標を達成できた月は5ヶ月であったが、全体としては、平成24年4月1日登記を希望した1,273法人(法人の事情により間に合わなかった約40法人を除く)を含む1,622法人の処分を行うことができたことから、新制度への円滑な移行について概ね目標を達成できたと言える。また、移行した法人の監督については、法人からの定期提出書類の確認等を行い、結果として不利益処分を課す法人はなかったことから、適切な監督の実施を実現できたと言える。
施策に関する評価結果	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成23年度末時点において、2,748法人(平成23年度は1,685法人)からの申請を受け付け、2,490法人の審査を終えている。内閣府で実施した国所管特例民法法人に対するアンケート調査によると特例民法法人6,625法人のうち約4,400法人が内閣府に申請する見込みであることから、すでに約63%の法人から申請を受け付け、約57%の審査を終えたこととなり、目標である「新制度への円滑な移行」に対して一定の成果があったと言えるが、平成24年度についても、平成23年度と同程度の申請を受け付けることが予想されるため、引き続き申請から4ヶ月を目標に柔軟かつ迅速な審査を進める必要がある。</p> <p>また、平成23年度において監督対象となる約900法人について、不利益処分を課すような事例はなかったが、平成23年度には新たに約1,600法人が設立されたことから、適時・適切な監督を実現するため、効率的な取組みを検討する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成24年度にも平成23年度と同程度の申請が予想されることから、引き続き各種相談会の開催や各種媒体を活用した情報発信を行い、申請書類の質を確保されるよう取り組むとともに、平成24年度中には、平成25年11月末までの移行期間が1年を切ることから、各法人が期間内に確実に申請し、移行できるよう未申請法人に直接申請を働きかけるなど申請の促進を進め、新制度への円滑な移行を実現する。</p> <p>また、平成24年度は、引き続き審査が集中することに加え、監督の対象となる法人が昨年度にくらべ約3倍となることから、審査及び監督にかかる事務の停滞を招かないよう事務の効率化に取り組んでいく。</p>
目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公益認定等総合情報システム(PICTIS)
---------------------------	-----------------------

担当部局名	公益法人行政担当室 公益認定等委員会事務局	作成責任者名	総務課長 清水正博	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	--------------------------	--------	-----------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-69(政策14-施策②))

施策名	特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整〔政策14. 公益法人制度改革等の推進〕					
施策の概要	「特例民法法人に関する年次報告」の作成・公表を通じて、指導監督基準等に基づく各府省の所管特例民法法人に対する指導監督状況を的確に把握し、必要に応じ各府省に指導監督の徹底を要請					
達成すべき目標	透明性の確保による特例民法法人の適切な運営を確保し、新制度への円滑な移行に寄与することにより、民間非営利部門の健全な発展を促進し「民による公益の増進」を実現					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	12,230	5,715	1,308	975
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)				
執行額(千円)	733	913	825			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第179回国会衆・参議院内閣委員会大臣所信において、柔軟かつ迅速な審査を実施するとともに早期の移行申請等を促し、公益法人の「民による公益活動」をより国民に知っていただけるよう情報発信の充実に努める旨発言					

測定指標	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
特例民法法人の実態・状況等を明らかにするための各種調査の的確な実施及び公表による指導監督の徹底	—	—	—	—	—	「特例民法法人の概況調査」において、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を満たしていない法人数が1066法人に減少	—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数の減少	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成21年12月1日から平成22年12月1日の間で、「特例民法法人に関する年次報告」で、把握することができる限りにおいて <ul style="list-style-type: none"> ・同一親族理事又は特定企業関係者理事が理事に占める割合が1/3超、 ・同一業界関係者理事が理事に占める割合1/2超、 ・収益事業支出が総支出に占める割合が50%超、 ・内部留保の水準が30%超 の指導監督基準に違反する可能性のある法人は一年間で、1066法人(重複あり)に減少している。 (ただし、上記の条件に該当するとしても、直ちに指導監督の対象となるとは限らない)
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 平成21年12月1日から平成22年12月1日の一年間で指導監督基準に違反する可能性のある法人は1066法人に減少しており、一定の効果があつたものとする。 また、平成23年度「特例民法法人に関する年次報告」において、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等の決定・申合せに適合しない法人が散見されたことから、「特例民法法人に対する指導監督の徹底について」(平成23年10月20日公益法人行政担当室発出)により、内閣府から各所管府省に、上記基準や申合せ等に適合させるよう速やかに指導監督するよう要請を行ったところであり、今後、各主務官庁における指導監督が適切に行われていくものと予想される。 【今後の方向性】 平成24年度には、新公益法人へ移行する法人が多くなることが予想されることから、各主務官庁による指導監督の対象となる法人数も減少することになるが、平成24年度特例民法法人の年次報告においては、特例民法法人に対する指導監督の追跡調査も行っており、現状の適切な把握に努めるとともに、必要に応じて、指導監督の要請を行っていく予定。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成23年度特例民法法人に関する年次報告
---------------------------	----------------------

担当部局名	公益法人行政担当室 公益認定等委員会事務局	作成責任者名	総務課長 清水正博	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	--------------------------	--------	-----------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-70(政策15-施策①))

施策名	経済社会活動の総合的研究[政策15. 経済社会総合研究の推進]					
施策の概要	内部部局との連携を図りつつ、計量モデル等の分析ツールの開発、経済理論等を用いた政策分析、景気指標の作成、などを行う。また、内外の研究機関との共同研究を実施するなど、専門的研究の深化と普及に貢献する。					
達成すべき目標	本施策の推進により、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	602,303	594,319	473,592	474,193
		補正予算(b)	62,741			
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)	665,044	594,319		
執行額(千円)	562,447	493,542				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし。					

測定指標	ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		—	2,478,675	2,733,584	109,173	121,419	90,938	—
		年度ごとの目標値	前年度並	前年度並	前年度並	前年度並	前年度並	前年度並
	景気指標に関するHPへのアクセス件数※	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		—	619,606	1,016,901	532,056	505,740	314,797	—
		年度ごとの目標値	—	前年度並	前年度並	前年度並	前年度並	前年度並
	ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		—	—	80.70%	82.20%	83.50%	74.70%	—
		年度ごとの目標値	—	総じて3分の2以上	総じて3分の2以上	総じて3分の2以上	総じて3分の2以上	総じて3分の2以上
※2011年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度のアクセス件数についてはそれ以前の年度と単純に比較することはできない。								

目標の達成状況	<p>①「ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数」については、前年度の水準を概ね達している。</p> <p>②「景気指標に関するHPへのアクセス件数」については、前年度の水準を概ね達成している。</p> <p>③「ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合」については、参加者の評価が目標を上回った。</p>
---------	--

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の検証】 ①前年度に対して数値の減少がみられるのは、集計方法の変更による要因が大きい。具体的には、内閣府内からのアクセス数を除くなど、集計システムが改修されたためである。定量的に把握することは困難であるが、一例として、「日本経済2011-2012 ー震災からの復興と対外面のリスクー」、「地域の経済2011ー震災からの復興、地域の再生ー」、「財政・社会保障の持続可能性に関する「制度・規範ワーキング・グループ」中間報告」や「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」（いずれも内閣府）といった報告書等で政府部内でも利用されている。これらの点を勘案すると、当研究所の研究成果に対する関心及び一定の評価が得られているものと考えられる。 ②前年度に対して数値の減少がみられるのは、集計方法の変更による要因が大きい。具体的には、内閣府内からのアクセス数を除くなど、集計システムが改修されたためである。この点を考慮すると、前年度並みの水準を概ね達成しており、景気指標に対する関心及び一定の評価が得られているものと考えられる。 ③「ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合」については、引き続き高い評価が得られているものと考えられる。</p> <p>【今後の方向性】 ①政策課題に連動した研究テーマに取り組むことなどを通じ、政策の企画立案・推進の支援等へ貢献することにより、HPへのアクセス件数を維持できるように努めていくとともに、研究の進め方を随時見直していく。 ②景気指標は、民間における景気動向に対する理解を深め、政府の的確な景気判断、経済財政政策の運営のための基礎材料として活用されているところである。HPのアクセス件数については、引き続き一定の水準を維持できるよう、HPの利便性等を考慮しつつ、情報提供の効率化及び円滑化に努めていく。 ③今後とも、経済政策上の重要な問題について、論点を明確化し、政策形成に資するとともに、広範な議論を喚起することを目指して、フォーラムを開催することとする。</p>
-------------------	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>景気動向指数研究会(平成23年10月19日開催) ・第14循環の景気基準日付の確定、及び景気動向指数の改定(採用系列の見直し、算出方法を改善)を決定。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○ホームページアクセス件数:ウェブアクセスログの数値を集計するツールを用いて作成。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>経済社会総合研究所</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務部長 小野 稔 景気統計部長 中垣 陽子 情報研究交流部長 高橋 滋</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年8月</p>
--------------	------------------	---------------	---	-----------------	----------------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-71(政策15-施策②))

施策名	国民経済計算〔政策15. 経済社会総合研究の推進〕					
施策の概要	国民経済計算関連統計の作成のため、推計に必要な基礎調査の実施、推計プログラムの開発や修正、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を請負契約により実施している。 また、四半期別GDP速報(QE)における地方政府の政府最終消費支出を推計するため、地方政府の予算執行状況を把握する必要があり、地方公共団体会委託調査を実施している。					
達成すべき目標	国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。これらの事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	272,741	255,829	283,238	251,509
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)	272,741	255,829		
執行額(千円)	261,465	215,697				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	「公的統計の品質に関するガイドライン」(平成23年4月8日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」)における品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表し、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表する。	基準値	実績値					目標値
		-	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		-	-	-	-	-	100%	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	100%	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	ガイドラインにおける品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表し、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報の公表を目標通り100%遵守した。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>国民経済計算関連統計を作成・発表することにより、我が国の経済状態を数量的に映し出すことが可能となり、景気動向の把握や政策効果の有効性の判断、政策基盤の材料として様々な方面で活用されることが可能となる。国民経済計算関連統計を公表する際には、ガイドラインに基づき、①統計を事前の公表予定どおりに公表し、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表を行った。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続きガイドラインにおける品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表し、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	国民経済計算の作成基準の変更についての諮問について、統計委員会において審議が行われ、統計の作成方法の公表等も含めた平成17年基準改定に関する推計方法変更等について妥当との答申がなされた(平成23年5月20日 諮問第16号の答申 国民経済計算の作成基準の変更について)。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	国民経済計算部 企画調査課長 二村 秀彦	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-----------	--------	----------------------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-72(政策15-施策③))

施策名	人材育成、能力開発〔政策15. 経済社会総合研究の推進〕					
施策の概要	内閣府及び他省庁職員に対して、計量経済分析等の経済理論の講義や分析手法の技能研修等を実施し、経済分析等の専門知識及び手法を習得させる。					
達成すべき目標	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	18,687	18,634	13,132	13,132
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)	18,687	18,634	13,132	
執行額(千円)	11,579	12,674	8,799			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	研修に対する研修員アンケートの満足度	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		—	—	84.2%	89.5%	89.8%	80.6%	—
年度ごとの目標値			—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	研修員からの研修に対するアンケート結果の満足度は80.6%で、引き続き高い評価を得た。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>研修員アンケートの結果や政策担当部局からの要望等を踏まえ、eラーニングの導入、新規研修の創設等、研修内容の改善を図ったことが高い満足度につながったと考える。</p> <p>JICAと共同で実施している発展途上国の政策担当者を対象とした研修「経済政策」では、各国から参加した研修生は帰国後、研修で得た知識を踏まえ、自国の経済政策上の課題解決のための政策提言を行っている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>現在実施している研修について、その必要性、有効性等について厳しく吟味するとともに、職員のキャリア形成という長期的視点も考慮した研修を企画する。また、内閣府人材育成・活用方針に基づき、人事課等との連携の下、入門セミナーを実施する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	研修講師・井上智夫氏(成蹊大学経済学部教授)より人材育成・能力開発について、以下のようなご意見を伺った。(平成21年5月20日) 「我が国の経済財政政策の運営において、必要なのは「事実証拠」に基づいた政策、つまり、客観的で政治的にも中立性を確保された、統計指標等のデータに基づく政策立案の必要性が求められるところ、計量経済分析に関わる職員の人材育成・能力開発が必要である。」
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	経済研修所総務部長 高橋 滋	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-----------	--------	-------------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-73(政策16-施策①))

施策名	迎賓施設の適切な管理・運営〔政策16. 迎賓施設の適切な運営〕					
施策の概要	日本の外交に資するため、迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行うとともに、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を行う。					
達成すべき目標	迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行い、日本の外交に資するものとする。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	853,411	901,213	887,000	835,664
	補正予算(b)	0	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	853,411	901,213	887,000		
執行額(千円)	827,090	849,745	830,667			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	迎賓館事務連絡会議の開催数(8月を除く毎月開催)	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		11回	—	11回	11回	11回	11回	—
	年度ごとの目標値		—	毎月開催	毎月開催	毎月開催	毎月開催	
	利用(接遇)実績	基準値	実績値					目標値
		21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		18回	—	15回	18回	19回	16回 赤坂6回、京都10回	—
	年度ごとの目標値		—	10回	18回	18回	年18回 赤坂8回、京都10回	
	赤坂迎賓館一般参観者数	基準値	実績値					目標値
		21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		20,000人	—	—	18,605人	20,000人	20,000人	—
	年度ごとの目標値		—	—	20,000人	20,000人	20,000人	
	京都迎賓館一般参観者数	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		10,000人	—	10,000人	12,000人	12,000人	12,000人	—
	年度ごとの目標値		—	10,000人	12,000人	12,000人	12,000人	
	前庭公開入場者数	基準値	実績値					目標値
		23年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		10,000人	—	—	—	—	2,980人	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	10,000人	
一般参観者及び前庭公開入場者へのアンケート実施による肯定的評価(「満足した」、「ある程度満足した」の合計割合)	基準値	実績値					目標値	
	20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—	
	80%以上	—	87%以上	87%以上	92%以上	92%以上	—	
年度ごとの目標値		—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上		
賓客の安全対策に対応する適切な警備と秩序維持		施策の進捗状況(実績)					目標	
		確実に実施					— —	

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>接遇実績については、目標回数を円滑かつ安全に実施するとともに、賓客からは接遇に対する感謝の意が表されており、高い評価をいただいているものと考えられ、賓客に満足してもらい我が国の外交に資する有効な施策の実施を行うことができた。また、一般参観(赤坂、京都)及び前庭公開(赤坂)において92%を超える方に満足いただける結果となっており、迎賓施設に対する国民の理解を深めることができた。</p>			
	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の検証】 迎賓館事務連絡会議を毎月(8月を除く)開催した。 接遇については、震災の影響で受入が16回(赤坂6回、京都10回)と計画の目標値を下回った。しかしながら、賓客の安全対策に対応した適切な警備を確実に実施し、いずれの接遇においても感謝の意を表されるなど高い評価をいただいていると考えられ、賓客の満足を得ることができたことから目標の成果を達成できたと評価した。 一般参観については、適切な実施により目標値である32,000人(赤坂20,000人、京都12,000人)の参観者を得た。なお、前庭公開(赤坂)については、震災による電力節電の必要性から、電力の掛からない前庭公開を毎年夏期に行っている一般参観と入れ替えて9月に実施したが、期間中は真夏日(平均32度)であったことから2,980人の入場者であった。しかしながら、一般参観者(赤坂、京都)及び前庭入場者(赤坂)へのアンケートにおいて92%以上の方が満足したとの回答を得た。 【行政事業レビュー等での指摘等】 行政事業レビューにおいて、迎賓施設の役割、接遇について、国民の理解を深めるため、一般参観、前庭公開等適切に実施すべき。また、引き続き、ボランティアの活用により、コストの効率化を図るべきとの指摘。 【今後の方向性】 迎賓館の利活用について、引き続き促進に努める。また、迎賓施設の役割について、国民の理解を深めるため、一般参観及び前庭公開の充実に努める。なお、行政事業レビューでの指摘については、ボランティア説明員を増員し、迎賓施設の役割、接遇について、より一層国民の理解の深化に努めるとともに、コストの効率化を図って行く。</p>			
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>京都迎賓館では、学識経験者、伝統文化関係者等を構成員とする「京都迎賓館運営懇談会」を設けており、運営全般について意見を聞いている。平成23年2月に開催した懇談会においては、「せっかく庭園に灯籠があるので、賓客滞在中は灯りをともし、日本庭園の幽玄な趣をお楽しみいただけたらどうか。」等の意見が出されたが、平成23年度の接遇時には、LEDの簡易照明器具を灯籠に入れ、夜間の庭の趣を賓客に感じていただけるようにする等、その意見を反映したところ。</p>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>一般参観及び前庭公開の満足度: アンケートの回答。</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>迎賓館、大臣官房企画調整課国際室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>庶務課長 廣田 裕一郎</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年8月</p>

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府22-74(政策17-施策①))

施策名	北方領土問題解決促進のための施策の推進〔17. 北方領土問題の解決の促進〕					
施策の概要	国民世論の啓発等を通じて、北方領土問題の解決の促進を図る。					
達成すべき目標	本施策の推進により、北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	251,611	244,223	539,240	372,442
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)	251,611	244,223		
執行額(千円)	241,414	236,117				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成24年1月24日「第百八十回国会における野田内閣総理大臣施政方針演説」 今後とも北方領土問題など各国との懸案の解決を図りつつ、関係の強化に努めます。					

測定指標	全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事等の情報を北方対策本部ホームページに掲載する回数	基準値	実績値					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		月1回以上	—	—	—	月1回以上	月1回以上	月1回以上
		年度ごとの目標値	—	—	—	月1回以上	月1回以上	—
	北方対策本部ホームページへの月間平均アクセス件数(北方領土返還運動全国強調月間を除く)※	基準値	実績値					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		11,024件	—	—	—	11,024件	4,524件	12,000件以上
		年度ごとの目標値	—	—	—	8,500件以上	12,000件以上	—
	北方対策本部ホームページで実施する意見募集における、北方領土問題の啓発を目的とした講演会やパネル展等のイベントへの参加意欲があるとの回答の割合	基準値	実績値					目標
		2年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		57.1%	—	—	—	57.1%	62.5%	70%以上
		年度ごとの目標値	—	—	—	70%以上	70%以上	—
※2011年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度のアクセス件数についてはそれ以前の年度と単純に比較することはできない。								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	北方対策ホームページ更新件数は目標を達成したが、アクセス件数及びアンケートにおけるイベントへの参加意欲があるとの回答割合は目標を下回った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>内閣府北方対策本部のホームページについては、情報の更新頻度を向上させ、23年度末には全面的なリニューアルを図るなど、アクセス件数の増加に努めてきたところ、引き続き、更新作業を適切に行う必要がある。</p> <p>アクセス件数については、22年度の実績値を踏まえ設定した目標値を下回る結果となった。22年度は、ニュースで取り上げられた話題(メドベージェフ大統領の国後島訪問、菅前総理による北方領土返還要求全国大会での発言等)が多く、結果として本部ホームページアクセス件数増加につながった一方で、23年度は23年3月に発生した東日本大震災の影響により、アクセス件数が大幅に減少したものと考えられる。</p> <p>アンケート結果は、設定目標値を下回ったものの、回答数は1.7倍に増加し、「イベント等への参加意欲がある」と答えた割合も22年度の実績値を上回った。また、昨年度、80.9%、79.0%という高い結果を出した「署名・募金活動への協力意欲」「インターネット上での署名・募金活動への協力意欲」についてもそれぞれ81.6%、82.6%と昨年度を更に上回っており、北方領土問題に対する国民の理解と関心は着実に高まってきているものと考えられる。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成24年度は、新たなホームページ「北方四島デジタルライブラリー」も本格的に始動することから、より多くの国民に対し、北方領土問題について発信することが可能となる。また、様々なメディアを活用した啓発事業を行う予定であり、これらの取組を通じて、国民の理解と関心の一層の向上を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	該当なし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○内閣府北方対策本部ホームページ行事カレンダー: http://www8.cao.go.jp/hoppo/henkan/st.html ○北方四島デジタルライブラリー: http://hoppoutaisaku.go.jp/index.php/ja/ ○ホームページアクセス件数: ウェブアクセスログの数値を集計するツールを用いて測定。 ○アンケート: 「北方領土問題に関するアンケート」の回答結果を集計 https://form.cao.go.jp/hoppo/opinion-0004.html
---------------------------	---

担当部局名	北方対策本部	作成責任者名	北方対策本部参事官 吉住 政作	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	--------	--------	-----------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-75(政策18-施策①))

施策名	国際平和協力業務等の推進[政策18. 国際平和協力業務等の推進]					
施策の概要	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)に基づき、国際平和協力業務等を実施する。					
達成すべき目標	国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与する					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	739,063	730,191	679,601	651,888
		補正予算(b)	40,675	0	△490	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	779,738	730,191	679,111	
執行額(千円)	665,896	676,682				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第180回国会における野田内閣総理大臣施政方針演説(平成24年1月24日) 先日、南スーダンでの国連平和維持活動に、自衛隊の施設部隊を送り出しました。国際社会と現地の期待に応え、アフリカの大地でインフラ整備に必死に汗を流す自衛隊員の姿は、必ずや、日本人の「誇り」の一部となるはず。こうした海外での貢献活動に加えて、軍縮・不拡散、気候変動などの「人類の安全な未来への貢献、ODA戦略的活用を通じた「人類の豊かな未来」への貢献にも努めてまいります。					

測定指標	国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	—	
	年度ごとの目標値	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>肯定評価が得られた。</p> <p>○平成23年度においては、UNDOF(国連兵力引き離し監視隊)、UNMIS(国連スーダン・ミッション)、MINUSTAH(国連ハイチ安定化ミッション)、UNMIT(国連東ティモール統合ミッション)に引き続き要員を派遣したほか(UNMISへの要員派遣については平成23年9月に任務を完了し帰国)、同年11月からはUNMISS(国連南スーダン共和国ミッション)への司令部要員の派遣を開始。平成24年1月からは施設部隊等を同国に派遣した。</p> <p>○上記各ミッションに関し、日本の協力に対する高い評価が得られているところ。</p> <p>・UNDOF…平成24年1月、UNDOF幹部から、UNDOFにおける日本隊の役割について感謝するとともに、他国と比較しても個々の高い能力、士気、規律をもって、特に後方支援業務を高く評価している旨発言があった。</p> <p>・UNMIS…平成23年5月、UNMIS幹部から、日本の要員をととも頼りにしている旨発言があった。</p> <p>・MINUSTAH…平成23年5月、ミレ国連MINUSTAH特別代表から、施設部隊の活動に対して感謝の言葉が述べられた。また、マルテリ大統領から、日本の支援に対し感謝の言葉が述べられた。平成23年8月、潘基文国連事務総長から、日本政府の国連PKOへの協力、特にMINUSTAHへの参加への協力強化の取り組みに謝意を示した。平成23年10月、フェルナンデスMINUSTAH特別代表から、施設部隊の活動を高く評価する旨発言があり、感謝の言葉が述べられた。平成24年1月、ハイチ国際平和協力業務に従事する施設部隊が大地震で損壊した病院や警察本部を解体・整地。作業後の引渡式でハイチ政府代表から感謝の言葉が述べられた。</p> <p>・UNMIT…平成23年5月、ラモスホルタ大統領から、UNMIT軍事連絡要員の活躍を高く評価する旨発言があった。また、カルロス外務大臣代行(副大臣)から、UNMIT軍事連絡要員の活動に感謝が述べられた。平成23年8月、アミーラ・ハク国連事務総長特別代表兼UNMIT代表から、これまでの軍事連絡要員の活躍、日本からのUNMITに対する支援に感謝の言葉が述べられた。</p> <p>・UNMISS…平成23年11月、UNMISS幹部から、司令部要員派遣、施設部隊派遣による日本の平和構築への貢献に感謝する旨発言があった。平成24年2月、デン・アロル内閣担当大臣から、施設部隊派遣に対し感謝の言葉が述べられた。</p> <p>○また、国際社会における我が国の役割を改めて認識し、世界の国々と協調しながら更に国際貢献を進めていくとの観点から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動の成果を総括し、今後の我が国のPKO等のあり方を検討するため、平成22年10月から開催されていた「PKOの在り方に関する懇談会」におけるこれまでの議論の中間取りまとめを平成23年7月に公表した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>各ミッションにおいて、大きな事故もなく、適切にミッションをこなし、国際社会の平和と安定に貢献していると評価できる。各ミッションに関して国際社会から高い評価が得られたことは、大きな実績である。また、我が国は、現地のニーズに応じたきめ細やかな派遣を心がけており、例えば平成24年1月には、自衛隊の施設活動に対するハイチ住民の理解を高め、施設活動の円滑な遂行を図るため、実施計画に住民への生活支援物資の配布業務を追加する等、柔軟な対応を行った。</p> <p>こうした活動の結果、国内における国連平和維持活動への参加についての考え方にも肯定的な評価が増えている。例えば、平成23年度外交に関する世論調査によれば、国連平和維持活動への参加について、「これまで程度の参加を続けるべきだ」、「これまで以上に積極的に参加すべきだ」と答えた者の割合の合計が、平成21年度には80.4%、平成22年度には85.2%、平成23年度には83.6%と、昨年度調査からは減少したものの、過去の調査と比べると増加傾向にある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続き、新規案件の検討を随時行うとともに、法に基づき各種ミッションを着実に実施していくこととする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○外交に関する世論調査 http://www8.cao.go.jp/survey/index-gai.html
---------------------------	--

担当部局名	国際平和協力本部事務局	作成責任者名	参事官 荒木 潤一郎	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-------------	--------	---------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-76(政策19-施策①))

施策名	政府・社会等に対する提言等〔政策19. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡〕					
施策の概要	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。					
達成すべき目標	日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、政策決定者に対して、科学者としての専門的かつ信頼性のある勧告等を行うことで、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	323,156	294,840	302,020	227,020
		補正予算(b)	△ 187	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	322,969	294,840	302,020	
執行額(千円)	259,314	238,622				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	日本学術会議法に定める答申、勧告、その他の要望、声明、提言等の意思の表出 ・意思の表出の件数	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		58件	-	-	-	-	74件	-
年度ごとの目標値			-	-	-	-	58件	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	政策決定者に対して、科学者としての専門的かつ信頼性のある勧告等の意思の表出を行うことで、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるという施策の目標に進展が見られた。測定指標「意思の表出の件数」についても、目標を上回った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>○日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関(日本学術会議法第2条)であり、学術会議が政府・社会に対する提言等の意思の表出を通じて、政策決定者や市民社会に対し、科学者としての専門的かつ信頼性のある見解を提示または助言することは、日本学術会議の目的である科学の向上発達と行政、産業、国民生活への科学の反映浸透のため必要不可欠な活動である。</p> <p>○平成23年度は、3月に発生した東日本大震災の今後の対策について、学術的な立場から、8月までに七つの緊急提言を发出するなど、迅速な審議と発信を行ったほか、9月に水産業の復興に関する提言等を行った。これらの提言については、その趣旨が、「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」(平成23年5月17日 原子力災害対策本部)に反映されるとともに、「平成23年度科学技術戦略推進費『重要政策課題への機動的対応の推進及び総合科学技術会議における政策立案のための調査』によるプロジェクトに係る実施方針」(平成23年5月19日 総合科学技術会議)に基づき、当面の調査活動費が確保され、文部科学省を中心とする放射線量調査が開始されたほか、海外アカデミーからも反響があった。</p> <p>さらに、「東日本大震災復興支援委員会」を立ち上げ、その下に「災害に強いまちづくり分科会」、「産業振興・就業支援分科会」、「放射能対策分科会」の3つの分科会を設置し、審議を行った。審議にあたっては、被災地における現地調査も行うなど、被災地の実情を踏まえ精力的に取り組んでおり、審議結果として、平成24年4月9日に、3つの分科会の提言を合わせて総括的な提言として「学術からの提言-今、復興の力強い歩みを」(平成24年4月9日)をとりまとめ、同4月10日に内閣総理大臣に手交した。</p> <p>○また、各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題についての意思の表出を公表し、目標値を上回ることとなった。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○引き続き、各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について学術的・中立的な観点から積極的に審議を行い、政府や社会等に対する提言等を公表することにより、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることに努めていく。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き東日本大震災に関する提言活動 ・アジアの大都市制度に関する審議をはじめとした、行政機関からの審議依頼に基づく学術的・専門的見地からの審議結果の取りまとめ 等

学識経験を有する者の知見の活用	日本学術会議会則第35条において、日本学術会議の活動を充実させるため、有識者による外部評価を定期的実施することが定められている。これに基づき、有識者に対して外部評価の依頼をしたところ、平成22年10月～平成23年9月の日本学術会議の東日本大震災への対応について、「これらの提言、報告等は、具体的かつ迅速に相次いで発信され、またその際には適切なテーマ・論点が選ばれていたことから、日本学術会議の震災に対する対応は全体として高く評価できるものであった。特に、包括的な政策パッケージを示した緊急提言は、日本学術会議が本来期待されている役割をしっかりと果たした成果であったと言える。」等の、高い評価が得られた。
	これを踏まえ、引き続き、東日本大震災に係る提言活動や各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題についての意思の表出を行い、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活への科学の反映浸透に努めていく。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○日本学術会議ホームページ「提言・報告等」(http://www.scj.go.jp/ja/info/index.html) ○「日本学術会議第21期3年目(平成22年10月～平成23年9月)の活動状況に関する評価」
---------------------------	---

担当部局名	日本学術会議事務局	作成責任者名	参事官(審議第1担当)中澤貴生 参事官(審議第2担当)石原祐	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-----------	--------	-----------------------------------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-77(政策19-施策②))

施策名	各国アカデミーとの交流等の国際的な活動〔政策19. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡〕					
施策の概要	科学的知見が世界の政策形成に反映されるよう、G8各国等の科学アカデミーと連携して、G8サミットの議題に関し科学的立場から意見を集約し、共同声明を発出するほか、国内学術研究団体との共同主催国際会議や持続可能な社会の実現に向けた地球規模の課題を議論する国際会議の開催、アジア地域における学術的な共同研究と協力を促進するために設立されたアジア学術会議に関連する活動、国際学術団体への加入、国際学術団体総会等への代表派遣などを通じ、国際学術団体との連携を図っている。					
達成すべき目標	日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員2,000名で構成)として、国際的な学術団体の活動へ積極的に参画貢献し、我が国を代表して科学者の国際協力体制を構築することで、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	303,680	285,539	234,010	196,309
		補正予算(b)	△150	—	233,977	
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	303,530	285,539		
執行額(千円)	244,990	244,294				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	・G8学術会議共同声明の発出	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		1回	-	1回	1回	1回	1回	-
	年度ごとの目標値		-	1回	1回	1回	1回	
	・アジア学術会議の開催	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		1回	-	1回	1回	1回	1回	-
	年度ごとの目標値		-	1回	1回	1回	1回	
	・二国間学術交流	基準	実績値					目標
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		2回	-	実施	実施	2回	4回	-
	年度ごとの目標		-	実施	実施	2回	2回	
	・ICSU(国際学術会議)、インターアカデミーカウンシル等への対応	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		2回	-	2回	2回	2回	2回	-
	年度ごとの目標値		-	2回	2回	2回	2回	
	・その他の国際学術団体等への代表派遣等	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		20回	-	実施	実施	19回	29回	-
	年度ごとの目標値		-	実施	実施	20回	20回	
	・共同主催国際会議の開催	基準	実績値					目標
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		8回	-	8回	7回	7回	6回	-
	年度ごとの目標		-	8回	7回	7回	7回	
・国際シンポジウムの開催	基準	実績値					目標	
	23年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-	
	1回	-	-	-	-	1回	-	
年度ごとの目標		-	-	-	-	1回		

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>○G8各国等のアカデミーと共同で、共同声明「科学を基盤とする世界の発展のための教育」及び「水と健康」を取りまとめ、各国首脳宛てに発出した(平成23年5月20日日本学術会議会長より内閣総理大臣に手交)。 ○二国間学術交流について、スリランカ及びブータン等の学術機関等との打ち合わせを実施し、発展途上国における学術研究体制の実態を把握するとともに、当該国における学術の発展を図る上で、必要な意見交換や情報提供活動を行うとともに、女性研究者の専門分野における最近の研究動向について情報交換等を行うため、日本・カナダ女性研究者交流事業を実施した。 ○日本学術会議の提唱で設立されたアジア学術会議(SCA)は、現在、12の会員国の20の学術機関・省庁・研究機関により構成されており(事務局は日本学術会議)、平成23年度は、「アジアの土地荒廃克服に向けた挑戦」をテーマにモンゴルで開催され、アジア域内での学術交流を図った。 ○国際的な場面で我が国科学者の立場の表明や世界の科学・技術の潮流に接する機会を通じ、我が国の科学者の地位向上や学術分野での国際社会において我が国が名誉ある地位を占め、世界をリードする立場になるよう、国際科学会議(ICSU)やインターアカデミーカウンシル(IAC)等について、代表を派遣するなど総会等への必要対応を行った。 ○国際学術団体(45団体)に加入し、各団体の総会、理事会等へ会員を派遣して、各国の科学者との連携を強化させ、科学に関する研究能率の向上を図った。 ○学術の振興及び科学的諸問題の解決の促進等に寄与するため、国内学術研究団体と共同して国際会議を毎年7件程度開催しており、平成23年度は東日本大震災により中止となった会議(1件)を除き、6件の国際会議を開催し学術研究の発展や研究者間のネットワーク構築等へ貢献した。 ○環境破壊など人類が直面する困難な問題を解決するためには、科学的な蓄積を動員して持続可能な開発を実現する必要がある状況に鑑み、平成23年度はアジアからの視点をテーマに持続可能な開発に関する会議を開催した。</p>
	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の検証】 ○日本学術会議は、我が国の科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させるために設立された、我が国の科学者の内外に対する代表機関であり(日本学術会議法第2条)、諸外国のアカデミーに相当するものとして政府から独立して職務を行う特別の機関である。そのため、日本学術会議が行う国際活動は、我が国のアカデミーとしての必要不可欠かつ最低限の外交活動である。これは我が国の科学の向上発達のみならず、世界の繁栄と平和を追求する活動でもあり、今後一層の拡大が期待されるものである。 ○測定指標については、東日本大震災により中止となった共同主催国際会議1件を除き、概ね目標値を達成しており、政策決定者に対する科学者としての専門的かつ信頼性のある政策提言、各国アカデミーとの連携及び国際学術団体への貢献等を行うことで、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるという施策の目標に進展が見られるところ、引き続き各国アカデミーとの交流等国際的な活動を行い、より一層各国アカデミー等との協力、連携の推進に努めていく必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 日本学術会議が日本の科学者を代表する機関として科学に関する国際交流を果たすため、国際対応の方向性について、本会議内に設置される国際委員会等の審議機関において適宜見直しを行うとともに、国際学術活動の統括的な機能を持つ中心的な役割を担い、国内の学協会等関連組織と協調して継続的な国際学術交流を図っていく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>「報告 日本学術会議の機能強化について」(平成23年7月7日)において、日本学術会議が果たすべき役割として、科学者コミュニティへのグローバル化を目指すこととしており、具体的な方向性として、国際社会・各国政府への助言・提言活動の促進、世界の科学者コミュニティとの連携強化および国際的情報発信体制の整備、市民社会における学術リテラシーと文化の醸成への貢献、及び若手科学者の国際活動の促進が示されており、今後も国際的な活動を推進していくこととしている。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○日本学術会議ホームページ(http://www.scj.go.jp/ja/int/index.html) ○「報告 日本学術会議の機能強化について」(平成23年7月7日 日本学術会議)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>日本学術会議事務局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(国際業務担当) 佐藤 正一</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年8月</p>
--------------	------------------	---------------	------------------------------	-----------------	----------------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-78(政策19-施策③))

施策名	科学の役割についての普及・啓発[政策19. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡]					
施策の概要	日本学術会議会員等が講演、パネルディスカッション等を行うことを通じ、学術の成果を国民に還元するため、日本学術会議主催公開講演会(学術フォーラム)を開催する。					
達成すべき目標	日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、日本学術会議主催公開講演会(学術フォーラム)を通じ、科学の役割について国民の認識を高めることで科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	5,478	2,715	3,362	3,288
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	5,478	2,715	3,362	
執行額(千円)	4,621	3,345				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	日本学術会議主催学術フォーラムの開催 ・学術フォーラムの開催件数	基準値	実績値					目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
	4回	-	4回	5回	4回	10回	-	
	年度ごとの目標値		-	4回	5回	4回	10回	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	測定指標「学術フォーラムの開催件数」については目標を達成し、科学の役割について国民の認識を高めることで科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるという施策の目標に進展が見られた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>○日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を浸透させることを目的としている(日本学術会議法第2条)。そうした目的を踏まえ、科学の成果を国民に還元し、併せて国民から意見を聴取することにより、社会に対して科学がより効果的な役割を果たせるよう、学術フォーラムを積極的に開催する必要がある。</p> <p>○平成23年度は、測定指標「学術フォーラムの開催件数」について、「東日本大震災からの復興に向けて」、「東日本大震災を教訓とした巨大災害軽減と持続的社会的な発展への道」、「21世紀における科学と社会の新しい関係」、「生命科学の進展に伴う新たなリスクと科学者の役割」ほか6件を開催し、目標値の計10回を達成した。特に、8月29日に開催した学術フォーラム「生命科学の進展に伴う新たなリスクと科学者の役割」においては、科学・技術の軍事的利用に対するリスクについてシンポジウムで活発な議論が交わされた結果、日本学術会議においてこの問題に関する委員会を立ち上げることとなり、科学者の代表的機関として最先端の継続的な取組に結びつけることができた。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>東日本大震災を経験し、科学の役割が問われている中で、科学の普及や国民との対話に資する学術フォーラムを開催することは非常に意義の高いものであると考える。また、学術フォーラムの開催によって、社会に対して科学がより効果的な役割を果たせるよう、開催の在り方について常に検討を行い、一層効果的な形で開催できるよう、運営を工夫することが必要である。</p> <p>今後は、国民の関心が高い事項について学術会議の成果をわかりやすく伝えることを念頭としたテーマ選定を行うとともに、学術フォーラムにおける議論の成果を学術会議の活動に反映させ、更にその結果を国民に伝えるというような、国民と双方向のやり取りがなされるよう、配慮していきたい。</p> <p>具体的には、国民からの視点をさらに重視し、学術フォーラムのテーマ選定について、科学的観点から国民の関心が高い事項をテーマとして選定するため、日本学術会議会長、副会長において検討した上で決定するよう手続の変更を行った。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	日本学術会議会則第35条において、日本学術会議の活動を充実させるため、有識者による外部評価を定期的に実施することが定められている。これに基づき、有識者に対して外部評価の依頼をしたところ、平成22年10月～平成23年9月の日本学術会議に関し、「国民に対して各種のシンポジウム等を数多く実施している点は評価する」との意見が出された。これを踏まえ、国民の関心が高い事項について国民との対話に資するフォーラム開催となるよう配慮しつつ、今後も積極的に学術フォーラムを開催していく。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○日本学術会議ホームページ「一般公開イベント」(http://www.scj.go.jp/ja/event/index.html) ○「日本学術会議第21期3年目(平成22年10月～平成23年9月)の活動状況に関する評価」
---------------------------	---

担当部局名	日本学術会議事務局	作成責任者名	企画課長 清水誠	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-----------	--------	----------	----------	---------

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-79(政策19-施策④))

施策名	科学者間ネットワークの構築〔政策19. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡〕							
施策の概要	科学者間のネットワーク構築に寄与するため、各地域で、日本学術会議で集積した研究成果や学術情報の提供を行うほか、地域の科学者からの意見・要望等を聴取するため、科学者懇談会、地区会議公開講演会を開催する。							
達成すべき目標	日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員2,000名で構成)として、科学者間交流を推進し、科学者コミュニティ内の連携・協力体制を強化することで、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。							
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度			
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	23,261	17,362	13,272	8,104	/	
		補正予算(b)	△ 5	0	0			
		繰越し等(c)	0	0	0			
		合計(a+b+c)	23,256	17,362	13,272			
執行額(千円)	15,096	14,366						
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし							
測定指標	地区会議公開講演会の開催 ・地区会議公開講演会の開催件数	基準値	実績値				目標値	
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		7回	-	実施	9回	9回	8回	-
	年度ごとの目標値	/	-	実施	7回	7回	7回	/
	学術団体の学術活動を支援するための政策提言	基準値	施策の進捗状況(実績)				目標値	
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		報告書のとりまとめ	-	-	-	政策提言等のとりまとめ	政策提言等のとりまとめ	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	政策提言等のとりまとめ	政策提言等のとりまとめ	/
	地区会議の開催	基準値	施策の進捗状況(実績)				目標値	
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		地区会議運営協議会、科学者との懇談会等の実施	-	実施	実施	実施	実施	-
	年度ごとの目標値	/	-	実施	実施	実施	実施	/
施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○測定指標「地区会議公開講演会の開催」、「地区会議の開催」については、年度当初の目標値を達成した。</p> <p>○測定指標「学術団体の学術活動を支援するための政策提言」については、報告「学術における男女共同参画推進の加速に向けて」(平成23年9月20日日本学術会議科学者委員会男女共同参画分科会)をとりまとめた。</p>						
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>○日本学術会議は、我が国の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的としている(日本学術会議法第2条)。そうした目的を踏まえ、地域の科学者と意思疎通を図り、地域社会の学術の振興に寄与するとともに、我が国の研究活動を支える学術研究団体の活動を支援する役割を果たすべく、地区会議、地区会議公開講演会を開催し、学術研究団体の活動を支援するための審議提言等の活動を行う必要がある。</p> <p>○測定指標「地区会議の開催」、「地区会議公開講演会の開催」については、各地区(北海道、東北、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄)において、地域及び最近の話題などをテーマとした地区会議主催公開講演会、地域の科学者の意見を聴く場である科学者懇談会を合計8回開催し、地域の学術振興、科学者間ネットワークの構築に貢献している。</p> <p>○測定指標「学術団体の学術活動を支援するための政策提言」については、平成22年に日本学術会議科学者委員会男女共同参画分科会が実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」結果をもとに、3年間の推進の状況を分析・検討し、報告「学術における男女共同参画推進の加速に向けて」(平成23年9月20日日本学術会議科学者委員会男女共同参画分科会)をとりまとめた。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○平成23年度の地区会議では、東日本大震災が発生した東北地区会議で「東日本大震災からの復興と科学技術」というテーマで地域の復興に向けた科学技術の役割という観点から講演会を開催しており、また、近畿地区会議では、最近、大学教育の在り方が議論されている中で、最近の日本の大学の世界における評価について様々な観点から検証する講演会を行っている。今後は、地域の参加者が何を求めているのかを把握し一層効果的な事業運営を行う必要から、地区会議主催公開講演会の参加者に対し、参加者の満足度や要望等を把握するためアンケート調査を行うなどの取組を検討しており、各地域固有の問題や要望等を踏まえて講演会のテーマ選定が行われるよう取り組むこととしている。</p> <p>○日本学術会議科学者委員会男女共同参画分科会において審議を行い、報告「学術における男女共同参画推進の加速に向けて」をとりまとめ、提言を行ったところである。今後は、内閣府男女共同参画局からの審議依頼に対し、「科学者コミュニティにおける政策・方針決定過程への女性参画を拡大する方策」について回答を行うこととしており、審議を行っている。引き続き、審議が円滑に行われるよう、事務局として審議の進行管理に努めていく必要がある。</p>						
学識経験を有する者の知見の活用	特になし							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○各地区会議公開学術講演会開催予定表(日本学術会議ホームページ http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html#kouen)</p> <p>○各地区会議ニュース(日本学術会議ホームページ http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html#news)</p> <p>○年次報告 ー 新生日本学術会議 6年目の活動報告(平成22年10月～平成23年9月) ー (日本学術会議ホームページ http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/nerji/index.html)</p> <p>等</p>							
担当部局名	日本学術会議事務局	作成責任者名	企画課長 清水誠	政策評価実施時期	平成24年8月			

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)(案)

(内閣府23-80(政策20-施策①))

施策名	民間人材登用等の推進〔政策20. 官民人材交流センターの適切な運営〕					
施策の概要	総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を開催し、官民間の人材移動を活性化し人材の有効活用の実現を推進する。					
達成すべき目標	企業・府省間の意見交換会を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	1,026,533	295,566	270,341	215,240
		補正予算(b)	△15,361		△14,314	
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)	1,011,172	295,566	256,027	
執行額(千円)	677,564	254,455				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を実施	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		—	—	—	実施	実施	実施	—
	年度ごとの目標値		—	—	実施	実施	実施	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	総務省、人事院、官民人材交流センターが経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」において、官民人事交流制度のさらなる活用に関する民間企業向けの説明会を6回実施した。
	目標期間終了時点の総括	<p>【今後の方向性】各府省における官民の人材交流を円滑に実施し、民間企業の業務遂行手法の公務の世界での活用等を進めるため、「官民人事交流推進ネットワーク」において、官民人材交流センター（以下、「センター」という。）廃止までの間、引き続き意見交換会を開催していくこととする。</p> <p>【センターの廃止】当センターは、「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について」(平成23年4月5日国家公務員制度改革推進本部決定)において廃止することとされ、同年6月3日、当センターの廃止を含む国家公務員制度改革関連4法案が閣議決定の上、第177通常国会に提出された(第180通常国会において継続審議中)。</p> <p>なお、廃止後、①官民の人材交流の円滑な実施支援、②組織の改廃等により離職せざるを得ない場合の職員に対する再就職の援助に関しては、同国家公務員制度改革関連4法案において設置されることとなっている公務員庁(仮称)で実施されることとされている。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「官民人事交流制度のさらなる活用に関する説明会及び意見交換会」(総務省ホームページより) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jinji/kanmin_net/17567_8.html)
---------------------------	---

担当部局名	官民人材交流センター	作成責任者名	主任調整官 南嶋崇郎	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	------------	--------	------------	----------	---------